

■ 「セーフティネット保証 5 号」の指定期間についてのお知らせ

印刷産業 5 業種（151 印刷業、1521 製版業、1531 製本業、1532 印刷物加工業、1591 印刷関連サービス業）は、平成 25 年度第 3 四半期（9 月～12 月）に引き続き、26 年 1 月 1 日より、「セーフティネット保証 5 号」（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号）の業種指定を受けております。但し、今回の指定期間は、通常の四半期(3 か月間)単位ではなく「平成 26 年 1 月 1 日より、平成 25 年度補正予算成立後、一定期間経過するまで」と変則期限になっておりますのでご注意ください。

現在の見通しでは、平成 25 年度補正予算は、平成 26 年 1 月 24 日召集の通常国会において審議され、2 月初旬には成立されるものと思われます。同補正予算が成立後約 3 週間程度の周知期間をおいた後、セーフティネット指定業種は現在の 642 業種から、業況の回復がより厳しい 195 業種に限定され、平成 26 年 3 月末まで適用されることが決定しております。

印刷産業 5 業種は移行 195 業種には含まれておりません。そのため補正予算成立後 3 週間を目途とすると、2 月中旬から下旬には指定業種から外れ、年度末にはセーフティネット保証制度を活用できない状況が想定されますので十分にご注意ください。

なお、今後の中小企業等の資金繰り、及びに平成 26 年度第 1 四半期以降のセーフティネット保証の指定業種等の行政支援につきましては、経済産業省HP「中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化します」を参照ください。

《参照》

*経済産業省HP／「中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化します」

<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131213004/20131213004.html>

以上